平成２３年（フ）第８号
北海道岩見沢市大和３条５丁目37番地
債務者　鈴木　和行
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第９０７号
神奈川県平塚市岡崎3214番地の８
債務者　渡辺ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１７号
神奈川県平塚市宮の前６番11―601号　高砂マンション
債務者　黒羽　　功
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３１号
神奈川県平塚市龍城ケ丘16番21―101号　ウイング　ライト
債務者　冨山眞理子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８３号
新潟県新発田市米倉3020番地
債務者　椎野　好美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１２号
新潟県新発田市大栄町６丁目３番４号
債務者　前田　清一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１３号
新潟県新発田市大栄町６丁目３番４号
債務者　前田ノンカーン
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２３号
新潟県上越市木田２丁目４番５号　チャイムピア88―113号、前住所新潟県上越市本町５丁目３番29号　ディセントハウス505号
債務者　山﨑寿美代
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２８号
新潟県妙高市白山町１丁目４番11号
債務者　金子　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２号
新潟県上越市大字土橋1589番地２　プリムローズＡ棟103号、前住所新潟県上越市仲町３丁目６番５―203号　ブライトンパレス203号
債務者　菅原　優一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３５６７号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地409
債務者　楠　　清美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７１４号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘６棟101号
債務者　野口美恵子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５５号
愛知県稲沢市祖父江町四貫堤外68番地２
債務者　渡邊　恒子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８６４号
兵庫県姫路市飾東町八重畑276番地２、従前の住所滋賀県野洲市小篠原2135番地15―201
債務者　三木　義之
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１０号
兵庫県赤穂市加里屋91番地の７山本美世子方、従前の住所及び事業所の所在地兵庫県たつの市龍野町富永223番地１
債務者　喫茶壱番館こと　山南佳代子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０９号
長崎県大村市植松１丁目210番地１シャトレー成仁101
債務者　岸川　志穂
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係